ハヤヨミ！ 看護政策　No.３９３

都道府県看護協会長　様
本会職能委員　　様

日本看護協会　広報部
2023 年 6 月 26 日

生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」の改定に向けた検討を開始

－看護師等確保基本指針検討部会－

◎「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」の改定に向けた検討を開始　　看護師等確保基本指針検討部会

5 月 29 日に第 1 回医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師等確保基本指針検討部会が開催された。部会は、平成 4 年（1992 年）に文部省・厚生省・労働省の告示として制定された「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」（以下、「指針」）の改定の検討を行うことを目的に設置されたもので、本会の福井前会長、徳島県看護協会の稲井前会長が委員として就任した。

指針は、看護師等の人材確保の促進に関する法律（以下、「人確法」）第 3 条の規定に基づき定められたもので、今回 30 年ぶりの改定に向けた検討となる。

指針は、保健医療を担う看護師等の確保を図り、良質な医療の提供を図ることを目的に、国、地方公共団体、病院等、看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師）、国民がそれぞれの立場で取り組む方向を示すもので、人確法において、以下の①から⑥の事項について定めることとされている。

① 看護師等の就業の動向
② 看護師等の養成
③ 病院等に勤務する看護師等の処遇の改善
④ 研修等による看護師等の資質の向上
⑤ 看護師等の就業の促進
⑥ その他

部会では、上記の法定事項に「⑦新興感染症等への対応に係る看護師等の確保」を加えた 7 つの視点に基づき、看護師等の現状と課題、今後の方向性について関係するデータや取り組みが幅広く示され、議論される。

福井会長からは、事務局から示された方向性に賛成であること、今後も質の高

＜お問合せ先＞　日本看護協会　広報部
〒150-0001　東京都渋谷区神宮前 5-8-2　電話：03－5778－8547　　FAX：03-5778-8478
Ｅメール　koho@nurse.or.jp　　ホームページ　https://www.nurse.or.jp/

い看護職員の確保をさらに促進できるよう、早急に確保指針を時宜にかなったものとしていく必要があること、さらに、７つの事項について、卒後からの生涯教育や看護管理者の役割の重要性、夜勤負担の軽減をはじめとした就業継続支援、看護師等の就業の促進におけるナースセンターの役割など、多方面にわたる意見を述べた。

また、稲井委員は、徳島県ナースセンターにおいて看護職確保事業に県行政とともに取り組んでいる状況や看護職の多様な働き方の推進をはじめとしたニーズに対応するためにナースセンターの役割の重要性が増していることなど、提出資料に基づき発言した。

〇第１回資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_338805_00003.html

（執筆：田母神常任理事）

「ハヤヨミ！ 看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。

＜お問合せ先＞　日本看護協会　広報部
〒150-0001　東京都渋谷区神宮前 5-8-2　電話：03－5778－8547　　FAX：03-5778-8478
Ｅメール　koho@nurse.or.jp　　ホームページ　https://www.nurse.or.jp/